

平成23年度

農業振興公社「ニュース」

第13号

第2回理事会 第1回臨時総会を開催

平成23年7月22日に当公社会議室で開催された「第2回理事会」において、理事の互選により理事長に長友育生理事並びに常務理事に近間儀博理事が再任された。

再任決定後、長友理事長が公社の将来の展望を見据え、2年間の任期中における事業運営方針を交えてあいさつを行った。また当日は、その他の議案として総会に付議すべき事項、収支補正予算、就業規則の改正について、審議され原案のとおり承認された。

また、平成23年8月12日開催の「第1回臨時総会」(書面)において、見戸康人理事及び宮崎幸雄理事の後任に宮崎県農業協同組合中央会・森永利幸会長、宮崎県信用農業協同組合連合会・温水一人代表理事理事長が理事に選任された。

任期は、理事長及び常務理事、新理事のいずれも平成25年6月6日まで

【総務課】

新規就農・農業就職 相談会開催のお知らせ

農業を始めたい、農業の仕事に勤めたい方を対象に相談会を開催します。また異業種から農業に入社を希望する法人の方のための相談等、色々なコーナーも予定しています。是非、ご参加ください。

●日時 平成23年10月16日(日)
10時～15時まで

(受付は9時30分から)

●場所 ホテルプラザ宮崎

別館2階ロイヤルホール

●主な相談コーナー

- 就農相談・就職相談・研修・就業支援制度相談・ハローワーク・農地・農機レンタル・異業種参入等

【担い手支援課】



(22年度の様子)



「宮崎市北部畜産団地で 新たな畜産経営開始」

公社が平成21年度から整備を進めていた畜産担い手育成総合整備事業「宮崎中央地区 宮崎北部畜産団地」(宮崎市佐土原町)が完成し、加藤宮崎市副市長、小八重中部農林振興局長をはじめ入植者や工事関係者出席の下、竣工落成式が8月11日に執り行われました。

当団地は今年3月に完成した高岡町内にある畜産団地に続いての2団地目となり、JA宮崎中央が農家の畜産経営の初期投資を押しさえ、安定的な経営を継続するため、に当事業を活用し整備した施設です。4戸の畜産農家が入植し、繁殖牛を各工区で50頭、計2000頭の飼育規模の施設となっており、昨年の口蹄疫の発生を教訓に、防疫に對しての消毒槽及び消毒噴霧装置も備えています。

建設に当たっては環境、水源問題等、難題が山積しましたが、県、宮崎市、関係者の皆様のご協力と地域住民のご理解を賜り、立派な施設が完成いたしました。

入植者の一人である宮崎市瓜生野の日高翔太さん(22)は、新規

就農者として畜産経営に挑戦されることとなり、畜産界の星が新たに誕生したことになります。

今後は、当団地の環境の良い施設を十分に活用し、4名の方々が宮崎中央地区の模範となる優良牛の生産で飛躍されることをお祈り申し上げます。

【団地の概要】

●敷地面積
1.70ha

●施設整備
成雌牛舎
(4棟)

分娩・
育成牛舎
(4棟)

堆肥舎・
飼料庫
(4棟)

●総事業費
約2億5千万円



【畜産施設課】



農地保有合理化事業の 説明会を開催します

任期満了に伴う農業委員会選挙が県内22の市町村(41選挙区)で7月10日・11日の両日に行われ、289人の農業委員が就任されました。

これを受け公社では、8月から9月にかけて市町村農業委員会の総会や研修会において「農地保有合理化事業の概要」についての説明をさせて頂いております。

これまでに、事業の要件、農地の売手・買手の出費や事業のメリットなどへの質問が出されました。

当公社では今回に限らず、各種の会議で事業説明をさせて頂きま

【農地課】



農地保有合理化事業の説明会

農地保有合理化事業を 活用するメリット

前号で、農地保有合理化事業を活用した場合のメリットの概要をお知らせしましたが、今回は、具体的な内容を記載します。

税制

①譲渡所得の特別控除
●農地の売手の譲渡所得が、800万円控除されます。(買入協議制度を利用した場合は、1500万円)

②登録免許税(所有権移転の登記)
●農地の売買で土地の登記に係る名義変更の登録免許税は公社が負担します。

③印紙税
●分割払い型による農地売買の契約に係る印紙は、公社が負担します。

④不動産取得税
●農業者が農用地利用集積計画に基づき土地を取得した場合、取得した土地が農用地区域内にある場合、取得した農地等の価格の1/3に相当する額を価格から控除されます。

固定資産税評価額 ×

(1-1/3) × 税率

(適用期限) 平成25年3月31日

(注) 平成24年3月31日まで不動産取得税の税率(本則4%)が一律3%に軽減

⑤一括前払いを受けた時の賃借料の平均課税の特例

●県公社から、例えば5年分の賃借料の前払金を受け取った場合、一度に課税されると超過累進税率が適用され、割高な税金を支払うこととなります。この不均衡を調整するために、「平均課税」の方法により計算をすることが認められています。

⑥国民健康保険税の特例

●国民健康保険税の税額の算出において、土地等に係る長期・短期譲渡所得について譲渡所得の特別控除が適用されます。このことにより、合理化事業による800万円及び買入協議制度の1500万円が特別控除が適用されます。

農業者年金制度

●農業者年金制度は平成14年から新制度に移行しました。

①新制度

●農業者年金制度には、認定農業者など一定要件を満たす農業者には保険料の国庫補助があり、将来受給する特例付加年金の原資とな

ります。特例付加年金を受給する場合には、20年要件、年齢要件、経営承継の3要件の全てを満たしたときに受給できます。その経営承継は、農地等(農地及び採草放牧地をいう。)及び特定農業用施設(残存耐用年数10年以上の畜舎及び温室)につき、所有権又は使用収益権に基づき農業を営む農業者(特定農業者)の場合、農地等及び特定農業用施設の全てについて、県公社を権利の移転・設定の相手方にする事で、経営承継の条件を満たし、特例付加年金を受給できます。

②旧制度

●農業者年金制度の旧制度に係る経過的な措置として引続き、経営移譲者に対して、経営移譲年金が給付されます。県公社は、経営移譲年金受給のための適格相手方として位置付けられており、県公社に売却し又は貸付けた時点で、経営移譲者は経営移譲年金の受給資格が付与されます。特に、県公社が利用権設定をした耕作者の農業者年金加入のいかに関わらず、経営移譲者は加算付年金を受給できます。

【農地課】



暑い！暑い！ 「実践塾意見交換会」

8月、夏日輝くある日。高鍋町にある農業大学校の実践塾で「実践塾意見交換会」開かれました。

参加者は、7月入塾生9名、卒業・就農4年目の先輩農家（宮崎市キヌウリ阿部氏、小林市ミニトマト小川夫妻）、そして関係者です。

将来の姿を早く描きたい塾生の想いと、新鮮味あふれる先輩方の姿をコラボさせたい・・・と考えた実践塾の計らいです。お二人から、就農までの道のり、乗り越えたポイント、現在の経営状況など話された後、意見交換が始まりました。そのさわりだけお話ししましょう。（以下敬称省略）

塾生：卒業前後の取り組みは？
小川：好きで続けられる品目を選び、日誌・記録をつけました。また、すぐ就農せず、都農町の山口農園で1年間勉強しました。実践の中で、良い物を無駄なく作る技術や、ビニール張り、台風時の対策等も身につきましたよ。
阿部：私は農地・施設を見つければ、塾生の頃から市・JA・業者・親戚あらゆるルートを使い、空いた農地や施設を見て回りました。

「動いたモン（人）」勝ちです。塾生：作業で注意することは？

小川：作業時間でしょう。手が早く動かないとだめです。その為にも、手順に気を配り、周囲の良いやり方をしつかりメモリ応用する事は大事です。（阿部氏も同意）

塾生：病害虫の防除は？

阿部：最初の2年間は、やられまじした。それから、少しでも病気の兆しが見られたらすぐに防除します。その後はひどくなりません。

小川：職場ですから、ハウスはいつもきれいに清掃します。管理良いと、あまり出ませんよ。

塾生：資材運びとかしてます？

小川：消費者は甘く、美味しいものを求めます。品種は選びますが、肥料などは普通の資材です。野菜自身が、自然に光合成し育つよう手助けのだけです。

塾生：生産・販売などでJAとの関係はどうしてます？

小川：うちはJA出荷からスタートし、現在はスーパーでの販売、学校給食への提供も行ってます。

スーパーで「小川さんの完熟トマト、おいしいですよ。」と言われると励みになりますね。

阿部：最初、直接市場に出していいました。今はJA部会に入り一緒に出荷してます。JAに入ると情報

報も多いし、仲間と勉強できるのでぐっとやりやすくなりました。

塾生：県外にいる奥さん（彼女）に、心の揺らぎ出ています。なにか助言は？（複数の人、質問）

阿部：私は農業をやると決め、ぶれなかつた。男がぶれずしつかり道を示すことが必要と思う。

小川：女性として体力的にはきついので、思いやり、優しい接し方が大事でしょう。我が家に来られれば、同じ女性として農業や農家の話をしてもいいですよ。

（歓声どつとあがる）

塾生：お二人の将来の夢は？

小川：スーパーに自分のポツプを貼った商品がもつと並び、みんなが美味しいと買ってくれるトマト作り。今やっているドライトマトや加工品にも力を入れたいですね。

阿部：私は後継者を作りたい。次の世代に、自分の・阿部の農を伝える、そういう農家になりたい。

多くの質問、提案、想いが部屋中を飛び交い、あつという間に過ぎた2時間。外に出ると、そこには青い空と陽炎そして賑やかな蜂の音が満ち充ちていました。



就農予定の高校3年生の 修学・研修費用を支援します

ニユー就農奨学金貸与制度

【高校3年次の修学費用を】

●資格 さかのぼって貸与

●貸与額等 県内の高校3年生 18万円、無利子

●返還免除 卒業後2年以上 就農した場合

●返還猶予 進学・研修期間

●締切 平成23年10月28日

●就農支援資金（就農研修資金）

【農大校等研修費用を貸与】

●貸付対象者 農大校、国県試験 場等の研修者

●貸付限度額 5万円/月

●償還（据置）期間 12（4）年以内

●申請手続 高校3年生で研修（進学）先の内定があれば最も早く申請可能。この場合、3月までに貸付実行

●締切 平成24年1月20日

●借受条件 「認定就農者」になること。

この審査は11月の予定

※詳しいことは担い手支援課まで

【担い手支援課】

表1 6次産業化と農商工連携との比較

区分	6次産業化	農商工連携
内容(定義)	一次産業者(農林漁業者)が二次産業(加工)、三次産業(販売)まで進出する	一次産業者(農林漁業者)と二次産業者・三次産業者(商工業者)と対等な関係を中心
根拠となる法律	6次産業化法 (平成23年3月施行)	農商工等連携促進法 (平成20年7月施行)
国の認定制度	総合化事業計画	農商工等連携事業計画
国の認定制度の対象者	農林漁業者 (商工業者等は促進事業者として計画に位置づける)	農林漁業者と商工業者等が 共同で申請(経営資源を組み合わせ、有機的に連携する)

公社は、九州農政局から委託を受けて、7月から6次産業化に関する相談・対応の窓口となる「6次産業化サポートセンター」を開設しました。これは国が「6次産業化法」を本年3月から施行したことに伴うものであり、平成20年7月に法律が施行された「農商工連携」と比較した表1をご参照ください。

公社が本県における「6次産業化サポートセンター」となりました

国の6次産業化では、農林漁業者が事業主体となり、6次産業化を目指す「総合化事業計画」を作成して、国(九州農政局)の認定を受けることとなります。しかしながら、実際は加工食品製造企業や流通販売業者などと提携して、商品開発や販路開拓を行う必要もあり、それらの企業等は「促進事業者」として、総合化事業計画に位置づけられれば、無利子の農業改良資金の融資対象となるなどのメリットがあります。

6次産業化サポートセンターの具体的な活動としては図1のとおり、専門家である「6次産業化プランナー」を配置して、6次産業化の案件の発掘から、国の総合化事業計画の認定までの支援に加え、認定された計画に基づき、具体的な事業化や課題解決に向けてフォローアップの活動も実施します。

国の6次産業化では、農林漁業者が事業主体となり、6次産業化を目指す「総合化事業計画」を作成して、国(九州農政局)の認定を受けることとなります。しかしながら、実際は加工食品製造企業や流通販売業者などと提携して、商品開発や販路開拓を行う必要もあり、それらの企業等は「促進事業者」として、総合化事業計画に位置づけられれば、無利子の農業改良資金の融資対象となるなどのメリットがあります。

図1 公社(6次産業化サポートセンター)とプランナーの役割



が、深い専門家の方々です。5月に、国の総合化事業計画の第1回の認定があり、本県では7月1日から活動を行ってまいりました。専門分野は持っておりますが、いずれも県産業支援財団のコーディネーターとして、長年にわたり農商工連携などの活動に携わっておられ、農業者とのつながりも深い専門家の方々です。5月に、国の総合化事業計画の第1回の認定があり、本県では7月1日から活動を行ってまいりました。専門分野は持っておりますが、いずれも県産業支援財団のコーディネーターとして、長年にわたり農商工連携などの活動に携わっておられ、農業者とのつながりも深い専門家の方々です。5月に、国の総合化事業計画の第1回の認定があり、本県では7月1日から活動を行ってまいりました。専門分野は持っておりますが、いずれも県産業支援財団のコーディネーターとして、長年にわたり農商工連携などの活動に携わっておられ、農業者とのつながりも深い専門家の方々です。

表2 6次産業化プランナー一覧表

氏名	役職	主な専門分野
① 寺井 崇史	県産物支援財団コーディネーター	加工施設設計、工場品質管理
② 佐々木 隆行	※	商品化計画、マーケティング
③ 高橋 由美	※	販売戦略づくり、販路開拓
④ 長友 文	※	経営戦略、マーケティング
⑤ 谷口 行利	株式会社オリエンス社長	商品開発、販路開拓

なお、6次産業化を進める事業や融資制度もありますが、それらは別に事業計画を作成し申請する必要があります。6次産業化を目指したいという農業者の方は、お気軽に公社までご連絡をください。

【新農業支援課】

発行

社団法人 宮崎県農業振興公社

宮崎市恒久一丁目七番地十四

TEL (0985) 5112011

FAX (0985) 5118006

HP <http://www.mnk.or.jp>